

がんばる社会福祉施設を応援します！

宮崎県福祉サービス第三者評価

監査とは違うよ



監査…ルールに基づく指導

➡ 問題点の指摘

第三者評価…サービスの質を評価

➡ **良さ**を評価

自分たちで改善に取り組むんだね

評価の過程で、

現状の「**気づき**」を得ることにより、

自発的な改善につながります



開かれた施設への第一歩！



評価結果を公表することで、

利用者・地域等に**施設の現状を理解**して

いただけます

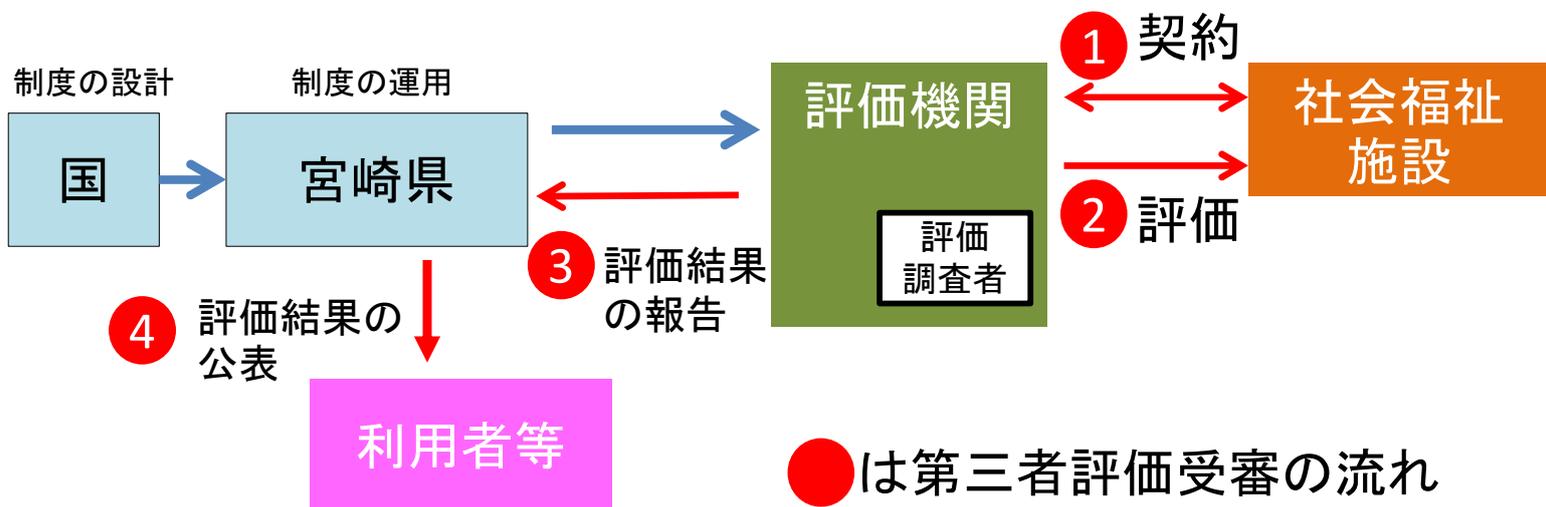
第三者評価制度とは

- ① 個々の事業者が**事業運営の現状**を把握し、
- ② **サービスの質の向上に結びつける**とともに、
- ③ 評価結果を公表し、利用者の適切な**サービス選択に役立つ情報を提供する制度**

※ 社会福祉法第78条では、社会福祉事業の経営者は福祉サービスの質の向上に努めることが責務として規定されています。

第三者評価は、経営者の福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための具体的な方法を国が設計し、各都道府県で運用している制度です。

第三者評価の仕組み



評価対象(平成30年4月～)

分野	対象
高齢者	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護
障がい者・児	入所支援、訪問支援、通所支援、共同生活支援、障がい児支援、就労支援 等
児童	保育所、認定こども園（保育所型、幼保連携型）、放課後児童クラブ
その他	婦人保護施設、救護施設、児童館

福祉サービス第三者評価の流れ(モデル)

契約

事業者

評価機関

ここがPOINT

評価機関の情報収集

事前相談 ※原則として無料

○事前に評価機関の話をしっかり聞き、自施設にあう評価機関を選びましょう。

契約締結

評価の実施

説明会 (職員、利用者)

○職員全体で評価に取り組みましょう。

自己評価

利用者調査

改善

訪問調査の準備

自己評価結果受領

事前分析、準備

○良い評価を得ることが目的ではありません。現状の「気づき」を得ることが大切です。

訪問調査の実施 (施設見学、ヒアリング調査)

評価結果の確認
公表の検討
改善計画書の作成

評価結果のまとめ

○気づいた良さを伸ばし、課題を解消しましょう。

意見調整

評価報告書の提出

公表

サービスの質向上に向けての改善

県ホームページ等で公表

○改善を確認するため、数年後に再受審を！

受審した施設の声

自分たちがやってきたことの確認になりました。
問題点をしっかり改善していきます。

職員に受審することを話したら、「がんばります」と
言ってくれました。
みんなのやる気につながりました。

作ろうと思いつつなかなか作れなかったマニュアル類
を整備しました。
改善に取り組む、いいきっかけになりました。

評価機関一覧

評価機関名	住所・電話番号	電話番号
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎 市原町2番22号	0985-86-6111
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市塩浜町3-1752-9	0982-21-3500

第三者評価制度に関する問い合わせ先

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 法人指導担当

TEL : 0985-44-2607

e-mail:shidoukansa-engou@pref.miyazaki.lg.jp

県の第三者評価のホームページは